

空き家に付属する農地の取得方法

①空き家に隣接する農地をお持ちですか？（空き家の名義人と同一名義か、または相続人か。）

※農業委員会が「空き家登録者」の農地情報をまちづくり推進課に提供します。

②その農地を空き家と一緒に処分（売買、賃貸借）されたいですか？

※処分されたい場合は、空き家及び農地の所在地、並びに農地の状況について、農業委員会が「空き家登録者」に聞き取りします。

③遊休農地ですか？ その農地が貸付けてある農地でないか、優良農地でないか等を農業委員会が確認します。

※確認後、指定見込みの場合は農業委員会から「空き家登録者」に『指定申請書』をお渡しします。

④『指定申請書』の提出 「空き家登録者」が農業委員会に提出してください。
（毎月25日ㄨ） （法務局で発行される『全部事項証明書』を添付してください。）

※農業委員と推進委員と農業委員会事務局が、現地を確認します。

⑤農業委員会総会で、承認・公示

※農業委員会で公示後、「空き家登録者」とまちづくり推進課に連絡します。

⑥空き家バンク HP に掲載 『農地有り』と、まちづくり推進課が HP に掲載します。

※HPを見て「利用登録者」は、まちづくり推進課に物件交渉の申込みをします。

⑦マッチング（「空き家登録者」と「利用登録者」の交渉意向の成立）

※取得する農地は、売買の場合は5年以上、賃貸借の場合はその契約期間、耕作してください。

⑧契約（空き家+農地） 宅建協会を介してか、個人間で契約（売買、賃貸借）をします。

※農地取得のため、農業委員会へ3条申請が必要になります。

⑨3条申請 『3条申請書』には、『売買契約書（写し）』、『耕作誓約書』、『農地利用計画書』を添付してください。
（毎月25日ㄨ）

⑩農業委員会総会で許可 『許可書』を交付後、登記をしてください。